

災害廃棄物処理に係る 高知県行動マニュアル 素案

本編

1. 目的	1
2. 本マニュアルの位置づけ	2
3. 指揮命令系統と役割	3
4. 災害廃棄物処理に係る県の業務	5
5. 業務アクション	7
I 県災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	7
II 広域処理（県内）	15
III 広域処理（県外）	18
IV-1 災害廃棄物の処分対応（二次仮置場の設置）	21
IV-2 災害廃棄物の処分対応（処理受託）	25
V 関係機関との連絡調整、市町村支援	28

1. 目的

高知県（以下「県」という。）では、平成 20 年 4 月には災害に強い地域社会をつくることを目指した「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、平成 21 年 4 月には、この条例を実効性と具体性のあるものとするため、「高知県南海地震対策行動計画」（平成 21 年度～平成 26 年度）（以下「行動計画」という。）、「第 2 期南海トラフ地震対策行動計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 27 年度）を作成し、ハード・ソフトの両面から様々な対策を進めてきた。また、平成 28 年 3 月にはこれまでの取組から見えてきた新たな課題に対応するため、今までの取組をさらにバージョンアップさせた「第 3 期南海トラフ地震対策行動計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 30 年度）を作成したところである。

去る平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする地震及び津波による災害（以下「東日本大震災」という。）では、膨大な災害廃棄物の発生量もさることながら、津波の被害による処理の困難性という大きな障壁が加わることにより、被災地域全体の災害廃棄物の処理完了までに、およそ 3 年の歳月を要し、被災地域の人々の生活基盤の復興に重大な影響を及ぼした。

県は、平成 26 年 9 月に南海トラフを震源とする巨大地震に伴う災害廃棄物処理の第一歩として「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 1」を策定した。また、県内市町村の災害廃棄物処理を支援するため、「市町村災害廃棄物処理計画策定の手引き」、災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～」を作成した。

大規模災害発生時においては、県は多くの市町村に対する情報提供、処理の支援、応援職員の派遣等の業務を行うことが求められる。発災時の緊迫した状況においても担当職員が速やかに対応する必要があり、また場合によっては、他の部署、他の自治体等の職員が災害廃棄物処理関連業務を行うことが想定される。

こうしたことから、災害廃棄物処理に向けて県の担当職員や応援職員が遅滞なく主体的に行動し、早期復興に繋がるよう、「災害廃棄物処理に係る高知県行動マニュアル」（以下「本マニュアル」という。）として、高知県災害廃棄物処理チームにおける初動期等の具体的な行動内容を取りまとめた。

今後、本マニュアルを活用し、県の担当職員が発災後の災害廃棄物処理チームの行動を平時に理解しておくとともに、状況の変化、追加知見の取得に伴い内容を適宜見直し、発災後の行動指標として活用していくものである。

2. 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、高知県災害廃棄物処理計画を踏まえ、発災時における災害廃棄物処理チームの行動内容や対応の流れを明確に示し、大混乱が予想される初動期等において、高知県担当職員や応援職員の手助けを行うものである。

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等との関係を図 1 に示す。

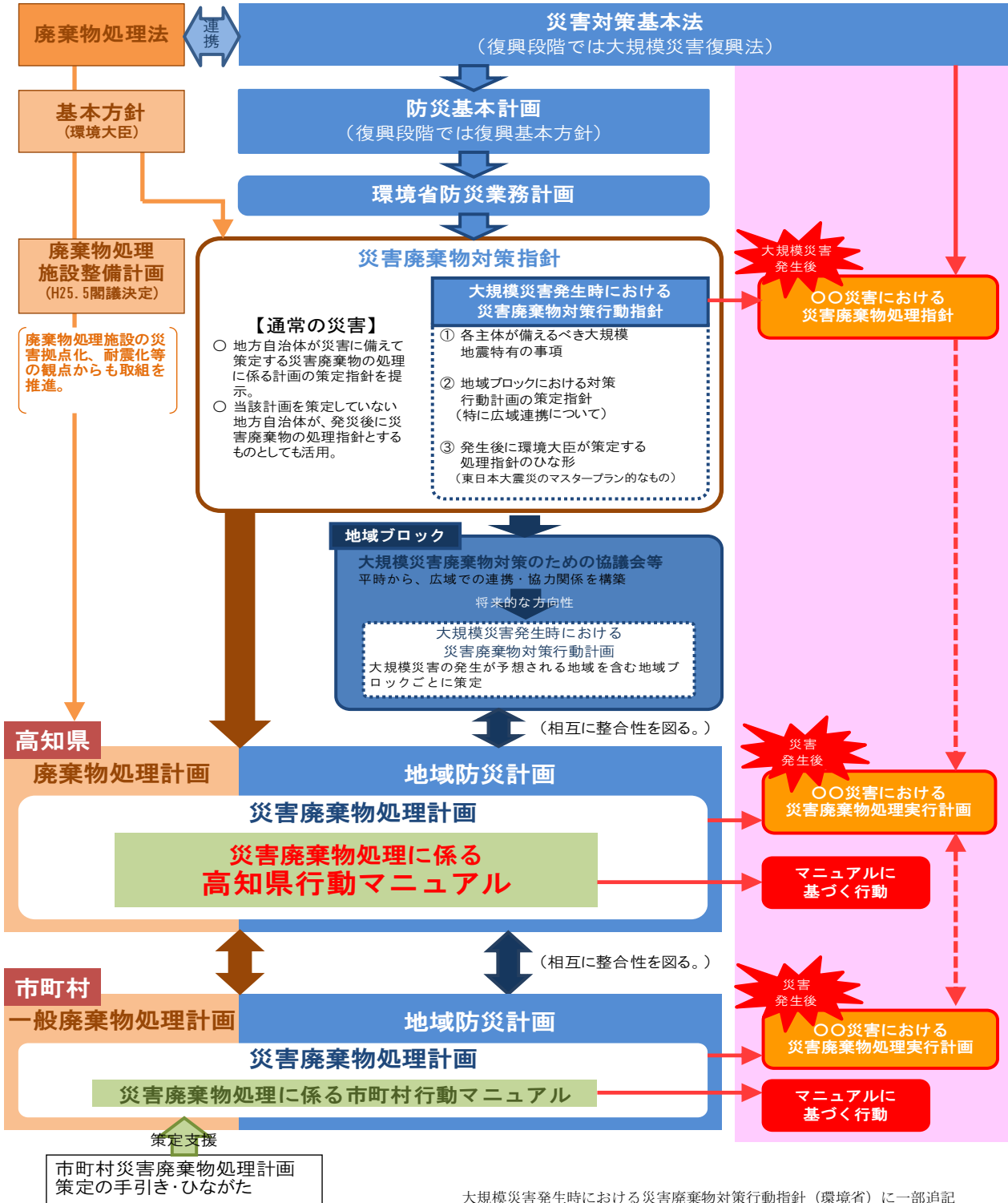


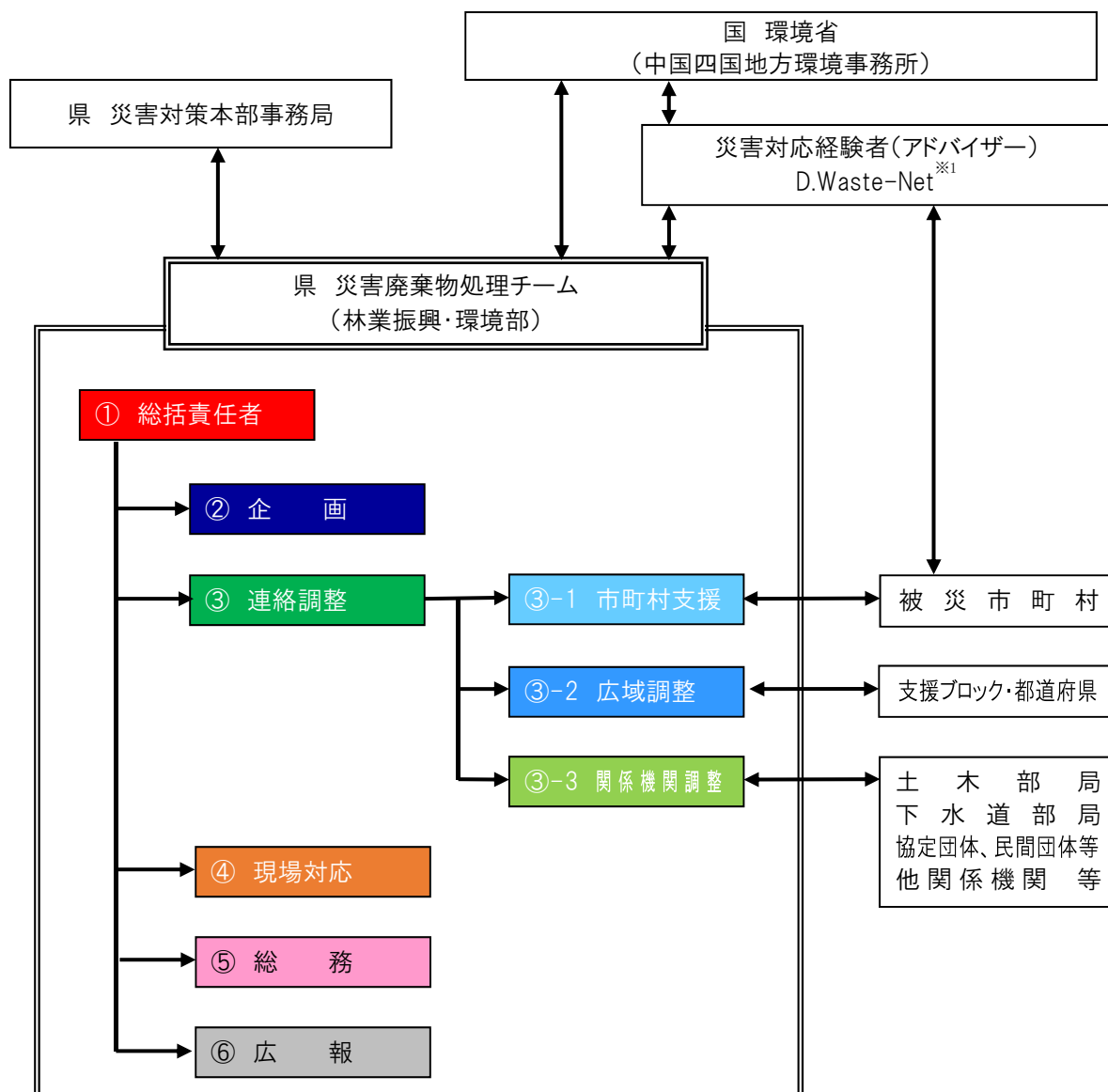
図 1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

3. 指揮命令系統と役割

大規模災害が発生した場合、図 2 のとおり、高知県において、災害対策本部の下に「災害廃棄物処理チーム」を設置し、関係機関とともに災害廃棄物の処理体制を構築する。

「災害廃棄物処理チーム」については、指揮命令系統を確立するため、所属長等を「総括責任者」とし、「②企画、③連絡調整、④現場対応、⑤総務、⑥広報」の役割を担う担当者を配置するものとする。

また、役割ごとの業務内容を表 1 に示す。



※1 D.Waste-net
(災害廃棄物処理支援ネットワーク)
国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク

(県計画 ver. 1 から見直し)

図 2 高知県災害廃棄物処理体制

災害廃棄物処理の各種対応は、原則として、企画が各役割の方から情報を集約・解析したうえで、総括責任者が方針を決定し、その後の対応を進める。情報を受け取った担当の役割は、企画・総括責任者に内容を報告しチーム内で情報を共有したうえで、対応の検討を開始する。

表 1 災害廃棄物対策における役割と業務内容

役 割		業 務 内 容
① 総括責任者		職員の安全確保及び安否確認 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
② 企 画		県内の情報収集、被災状況の把握 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し 市町村支援策の検討 広域処理に係る検討 災害廃棄物処理受託に係る検討
③ 連絡調整	③-1 市町村支援	国、市町村との連絡調整 市町村の人員確保、労務管理 仮設設備整備、車両等の資機材調達等
	③-2 広域調整	ブロック間、他都道府県との連絡調整、応援要請 ※ブロック内調整は幹事自治体を中心にブロック内で実施する。
	③-3 関係機関調整	土木、下水道その他関係部署との調整 協定団体、民間団体、支援団体等への応援要請、連絡調整
④ 現 場 対 応		【事務委託の場合】 災害廃棄物の処理、再生利用、最終処分 二次仮置場の設置、運営管理 仮設焼却炉の設置、運営管理
⑤ 総 務		人員確保、労務管理 資金の調達・管理 各種契約手続き（施設整備、運営業務・資機材調達等） 国庫補助、会計検査等の対応 物品等管理
⑥ 広 報		アスベスト、危険物等処理困難物に係る広報 市町村への通達・連絡 災害廃棄物処理に係る広報 二次仮置場に係る地元調整支援

4. 災害廃棄物処理に係る県の業務

発災後の災害廃棄物処理に関し、県は、被災市町村の求めに応じ、処理主体である市町村が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、技術的支援や各種調整を行うものとする。

また、大規模災害時は、地方自治法に基づき被災市町村から要請を受けた場合は災害廃棄物の処理を実施する。

本マニュアルでは県の業務を表 2 以下の I～V のとおり整理する。

表 2 高知県行動マニュアルにおいて整理する県の業務

業 務	概 要
I 県災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「総括責任者」「企画」が県内全体の災害廃棄物処理の状況を確認したうえで、災害廃棄物処理に係る高知県としての処理方針及び処理の実施方法を記載した計画を策定する
II 広域処理（県内）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内広域ブロック間の災害廃棄物処理委託を行うもの ・市町村の独自対応が困難で、県による調整を要する
III 広域処理（県外）	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県外の市町村等へ災害廃棄物処理委託を行うもの市町村の独自対応が困難で、県による環境省（本省・地方環境事務所）、他都道府県等との調整を要する
IV 災害廃棄物の処分対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が独自で処理又は処理委託が困難な災害廃棄物について地方自治法に基づき被災自治体からの要請を受けた場合、県が災害廃棄物の処理・処分を行う ・二次仮置場の設置、運営管理を行う場合もある ・「総括責任者」、「企画」による全体調整のもと、複数の役割が綿密に連携して実施する
V 関係機関との連絡調整、市町村支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が必要とする情報提供、関係機関との連絡調整を速やかに行うもの ・他部署、環境省（本省・地方環境事務所）、協定先等の民間事業者等の関係機関と連絡を取り、災害廃棄物処理の実施に必要な調整を行う ・関係機関によっては、市町村の独自対応が困難で、県による調整を要する場合がある ・市町村への職員派遣

発災後の I ~ V の災害廃棄物処理業務の概略フローを以下に示す。

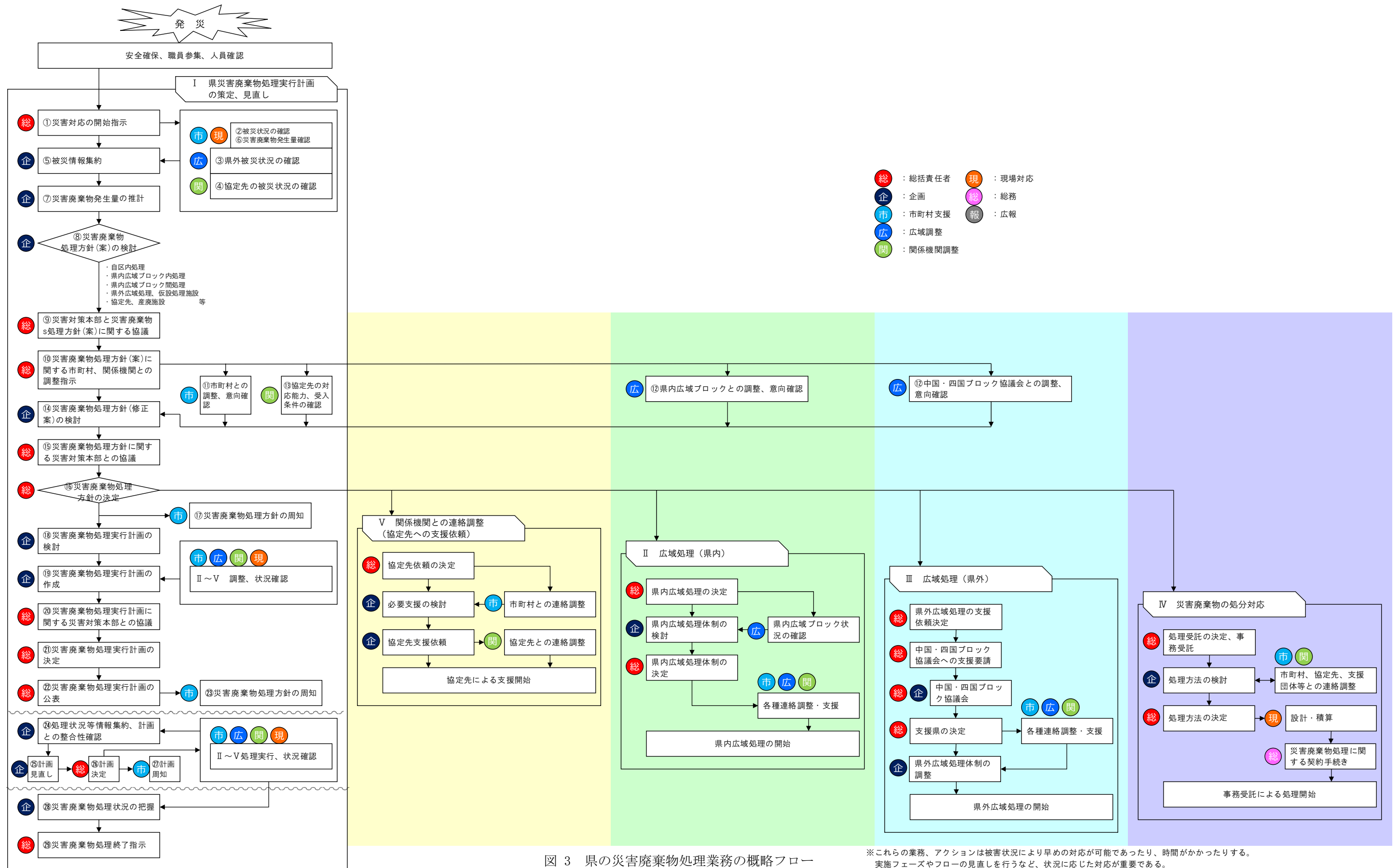


図 3 県の災害廃棄物処理業務の概略フロー

※これらの業務、アクションは被災状況により早めの対応が可能であったり、時間がかかったりする。実施フェーズやフローの見直しを行うなど、状況に応じた対応が重要である。

5. 業務アクション

I 県災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し

I-1 業務フロー

役割	総括責任者 (コマンド)	企画 (プランニング)	連絡調整(ロジスティック)			現場対応 (オペレーション)	総務 (ロジスティック、ファイナンス)	広報 (コミュニケーション)
			市町村支援	広域調整	関係機関調整			
初動期	第1フェーズ 6時間以内	①災害対応の開始指示	②市町村被災状況の確認			②市町村被災状況の確認		
	第2フェーズ 72時間以内	⑤被災情報集約 ⑦災害廃棄物発生量の推計 ⑨災害対策本部と災害廃棄物処理方針(案)を協議	③県外被災状況の確認 ④協定先の被災状況の確認	⑥市町村災害廃棄物発生量の確認				
応急期	第3フェーズ 2週間以内	⑩災害廃棄物処理方針(案)に関する市町村と関係機関等との調整指示 ⑮災害廃棄物処理方針に関する災害対策本部との協議 ⑯災害廃棄物処理方針の決定	⑪災害廃棄物処理方針(案)に関する市町村との調整、意向確認 ⑭災害廃棄物処理方針(修正案)の検討 ⑰災害廃棄物処理方針の周知	⑫災害廃棄物処理方針(案)に関する県内広域ブロック、中国・四国ブロック協議会との調整、意向確認	⑬協定先の対応能力、受入条件の確認			
	第4フェーズ 1ヶ月以内	⑲災害廃棄物処理実行計画に関する災害対策本部との協議 ⑳災害廃棄物処理実行計画の決定 ㉑災害廃棄物処理実行計画の公表	⑱災害廃棄物処理実行計画の作成 ㉒災害廃棄物処理実行計画の周知					
復旧期	3ヶ月以内	㉔災害廃棄物処理実行計画の見直しに関する関係機関協議、決定、公表	㉓処理状況等情報集約、計画との整合性確認 ㉕災害廃棄物処理実行計画の見直し ㉖見直し後の災害廃棄物処理実行計画の周知					
復興期	3年以内	㉘災害廃棄物処理終了指示	㉗災害廃棄物処理状況の把握					

I-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	内容	備考
①	総括責任者	災害対応の開始指示	発災後、高知県地域防災計画、動員計画に基づき各人の安全を確保、職員の参集、人員の確認を行ったのち、災害廃棄物に係る災害対応の開始を指示する。	✓ 「各機関の予め定める動員計画」(地域防災計画)
②	市町村支援 現場対応	市町村被災状況の確認	市町村支援及び現場対応は互いに協力し、市町村の被災状況を確認する。 市町村担当者との連絡が取れない場合は、当該市町村に関する状況を企画より収集する。 現場に行く場合は総括責任者、企画を通じ災害対策本部と調整する。 県内広域ブロックごとに対応を行う場合、ブロックごとに担当を決め、各ブロック担当が担当ブロックの情報を収集(今後の検討課題)	✓ 収集する情報 ✓ 情報収集は地域防災情報システムより倒壊家屋数、道路状況等を把握 ✓ 処理施設状況等は市町村に電話等で確認 ✓ 被災状況は最新を確認する。
③	広域調整	県外被災状況の確認	中国・四国ブロック内県の被災状況について情報を収集する。	✓ 災害対策本部、環境省に確認する。
④	関係機関調整	協定先の被災状況の確認	予め災害廃棄物処理に係る協定を締結している団体等に関する被災状況を確認する。	✓ 収集する情報 ✓ 情報収集先→協定先 ✓
⑤	企画	被災情報集約	各役割が収集する市町村の被災、災害廃棄物、廃棄物処理施設の状況に関する情報、災害対策本部等からの情報を集約するとともに災害廃棄物対策チーム及び関係機関等に情報を共有する。	✓
⑥	現場対応	市町村災害廃棄物発生量の確認	市町村等で確認している災害廃棄物の発生量に関する情報を収集する。推計ができていないところはその情報も併せて収集する。	✓
⑦	企画	災害廃棄物発生量の推計	②で収集した被災情報を基に災害廃棄物発生量の推計を行う。発生量の推計は「高知県災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。	✓

No.	役割	アクション	内容	備考
⑧	企画	災害廃棄物処理方針(案)の検討	「高知県災害廃棄物処理計画」の災害廃棄物処理の基本方針、国の災害廃棄物処理方針、市町村被災状況、災害廃棄物発生量等を基に高知県の災害廃棄物処理に対する基本的な考え方を検討し、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討する。 基本方針には、 ・市町村内処理 ・県内広域内ブロック処理 ・県内広域処理（ブロック間移動） ・県外広域処理 ・事務受託 ・既存一般廃棄物処理施設の活用 ・民間施設の活用 ・二次仮置場の設置 等の処理方法を明らかにする。	✓ D.Waste-Net 等の支援がある場合は、処理方法について相談する。
⑨	総括責任者	災害廃棄物処理方針(案)に関する災害対策本部との協議	災害廃棄物処理方針(案)に関し災害対策本部と協議を行い、災害対策本部の処理方針と整合を図り、関係機関等と調整が必要な事項を明らかにする。	✓
⑩	総括責任者	災害廃棄物処理方針(案)に関する市町村、関係機関との調整指示	連絡調整に対し、市町村、関係機関等との調整を指示する。また必要に応じ、広域調整に対し、県内広域ブロック別の状況の集約及び中国四国ブロックの状況の確認を指示する。	✓
⑪	市町村支援	災害廃棄物処理方針(案)に関する市町村との調整、意向確認	災害廃棄物処理方針(案)を示し、市町村の処理の状況・災害廃棄物処理に関する市町村の希望を確認する。	✓
⑫	広域調整	災害廃棄物処理方針(案)に関する県内広域ブロック、中国・四国ブロック協議会との調整、意向確認	災害廃棄物処理方針(案)を示し、県内広域ブロック、中国・四国ブロック協議会の処理の状況・災害廃棄物の支援に関する意向を確認する。	✓ 環境省へ確認
⑬	関係機関調整	災害廃棄物処理方針(案)に関する関係機関との調整	災害廃棄物処理方針(案)を示し、協定締結団体等に対し協力を要請する。	✓ 協力困難な場合の代替措置の検討が必要
⑭	企画	災害廃棄物処理方針(修正案)の検討	災害対策本部方針、連絡調整の調整結果等を基に災害廃棄物処理方針(修正案)を検討する。	✓
⑮	総括責任者	災害廃棄物処理方針に関する災害対策本部との協議	災害廃棄物処理方針について災害対策本部と協議する。	✓
⑯	総括責任者	災害廃棄物処理方針の決定	災害対策本部との協議を受け、災害廃棄物処理方針を決定する。	✓
⑰	市町村支援	災害廃棄物処理方針の周知	市町村に対し、災害廃棄物処理方針を周知する。	✓

No.	役割	アクション	内容	備考
⑱	企画	災害廃棄物処理 実行計画の検討	決定した災害廃棄物処理方針を基に 実行計画を検討する。	✓ I-3 参照 ✓ 県内広域ブロックごと に対応が異なる場合は 必要に応じてそれぞれの 計画を作成
⑲	企画	災害廃棄物処理 実行計画の作成	各種情報、調整状況を反映させ、災害 廃棄物処理実行計画を作成する。	✓
⑳	総括責任者	災害廃棄物処理 実行計画に関する 災害対策本部 との協議	企画が作成した災害廃棄物処理実行 計画について災害対策本部と協議する。 必要に応じて環境省等へ内容の照会 を行う。	✓
㉑	総括責任者	災害廃棄物処理 実行計画の決定	災害対策本部との協議を受け、災廃棄 物処理実行計画を決定する。	✓
㉒	総括責任者	災害廃棄物処理 実行計画の公表	決定した災廃棄物処理実行計画を公 表する。	✓ 公表方法検討
㉓	市町村支援	災害廃棄物処理 実行計画の周知	市町村に対し、災害廃棄物処理実行計 画を周知する。	✓
㉔	企画	処理状況等情報 集約、計画との 整合性確認	各役割から報告された情報を集約し、 計画との整合性を確認する。	✓
㉕	企画	災害廃棄物処理 実行計画の見直 し	処理の進捗状況、関係機関等との調整 結果に基づき、処理状況と計画に相違が 生じたとき、新たな処理方法を採用する ことが適切と判断されたとき、上位計画 (国の方針、復興計画等)が見直された ときなどに計画を見直す。	✓ 必要に応じて行う。 ✓ I-4 参照
㉖	総括責任者	災害廃棄物処理 実行計画の見直 しに関する関係 機関協議、決定、 公表	企画が見直した災害廃棄物処理実行 計画について関係機関と協議し、決定 し、公表する。	✓
㉗	市町村支援	見直し後の災害 廃棄物処理実行 計画の周知	市町村に対し、見直し後の災害廃棄物 処理実行計画を周知する。	✓
㉘	企画	災害廃棄物処理 状況の把握	各役割から報告された情報を集約し、 状況を把握する。	✓
㉙	総括責任者	災害廃棄物処理 終了指示	処理の進捗に応じて、各処理、対応の 終了を指示する。	✓

I-3 災害廃棄物処理実行計画の記載内容

構成例-1

※熊本県 実行計画（第2版）目次より

第1章 被災の状況

第2章 基本方針

1 基本方針の位置付け

2 処理の対象

3 処理主体

- 4 災害廃棄物の発生量推計
- 5 処理期間
- 6 処理方法
- 7 財源
- 第3章 災害廃棄物の処理実行計画
- 第1節 損壊家屋等の公費解体
 - 1 市町村別の公費解体の進捗状況
 - 2 公費解体計画
 - 3 推進体制の整備等及び加速化対策
- 第2節 災害廃棄物の発生推計量
 - 1 市町村別の発生推計量
 - 2 種類別の発生推計量
 - 3 処理状況
- 第3節 災害廃棄物処理の基本的事項
 - 1 役割分担
 - 2 県の推進体制
 - 3 処理方法
 - (1) 処理フロー
 - (2) 仮置場の設置及び管理
 - (3) 再生利用と減量化
 - (4) 焼却処理
 - (5) 最終処分
 - (6) 処理困難物等の処理
 - 4 災害廃棄物処理の財源
- 第4節 県内処理と広域処理
 - 1 県内の廃棄物処理施設の処理能力
 - 2 広域処理の必要性
 - 3 県内処理と広域処理
- 第5節 事務の委託
 - 1 趣旨
 - 2 受託対象市町村
 - 3 事務委託の範囲
 - 4 二次仮置場
 - (1) 概要
 - (2) 処理
 - (3) 周辺環境対策
- 第6節 処理スケジュール
- 第7節 進捗管理及び見直し

構成例－2

※岩手県 詳細計画（第二改訂）目次より

- 1 詳細計画の基本的考え方
 - 1.1 基本方針
 - 1.2 詳細計画の特徴
 - 1.3 県への委託状況及び財源
- 2 災害廃棄物の種類及び推計量
 - 2.1 災害廃棄物の種類
 - 2.2 災害廃棄物の推計量
- 3 平成 23 年度及び 24 年度の災害廃棄物処理の状況
 - 3.1 災害廃棄物処理の経過
 - 3.2 災害廃棄物処理の状況
- 4 災害廃棄物処理の概要と見通し
 - 4.1 災害廃棄物の処理の流れ
 - 4.2 選別過程での災害廃棄物のバランスフロー
 - 4.3 処理の進め方
- 5 処理方法の具体的な内容
 - 5.1 全体工程
 - 5.2 解体・撤去
 - 5.3 一次仮置場
 - 5.4 二次仮置場
 - 5.5 処理・処分
 - 5.6 運搬
- 6 安全対策及び不測の事態への対応計画
 - 6.1 安全・作業環境管理
 - 6.2 リスク管理
 - 6.3 健康被害を防止するための作業環境管理
 - 6.4 周辺環境対策
 - 6.5 PCB 廃棄物等の保管処理方法
 - 6.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法等
- 7 復興資材としての利活用
 - 7.1 復興資材としての利活用
 - 7.2 復興資材化の進め方
- 8 仮置場の原状回復
 - 8.1 各市町村の仮置場
 - 8.2 跡地利用を踏まえた環境レベル
 - 8.3 市町村における仮置場の原状回復
- 9 計画の管理

- 9.1 災害廃棄物処理量の管理
- 9.2 情報の公開
- 9.3 市町村等関係機関との情報共有
- 9.4 処理完了の確認
- 10 処理の課題と対応の方向性

構成例－3

※宮城県 実行計画（最終版）目次より

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

- 1. はじめに
- 2. 災害廃棄物処理の基本方針

第2章 被災状況と災害廃棄物の推計量

- 1. 被災状況
- 2. 災害廃棄物の推計量

第3章 災害廃棄物の処理

- 1. 災害廃棄物の処理における留意事項
- 2. 県が実施する二次仮置き場以降の処理

第4章 各ブロック・処理区の処理計画

- 1. 廃棄物の処理方法
- 2. 気仙沼ブロック（気仙沼処理区）
- 3. 気仙沼ブロック（南三陸処理区）
- 4. 石巻ブロック
- 5. 宮城東部ブロック
- 6. 亶理名取ブロック（名取処理区）
- 7. 亶理名取ブロック（岩沼処理区）
- 8. 亶理名取ブロック（亶理処理区）
- 9. 亶理名取ブロック（山元処理区）

第5章 災害廃棄物処理の円滑化に向けた取組等

- 1. 県内処理拡大の取組
- 2. 広域処理
- 3. マテリアルバランス
- 4. 月別の処理進捗率

I-4 実行計画見直しの契機

災害の状況は日々刻々と変わることが想定され、処理の進行状況も多様な要因により影響を受ける。実行計画は必要に応じて見直しを行い、早期の処理完了を目指すものとする。

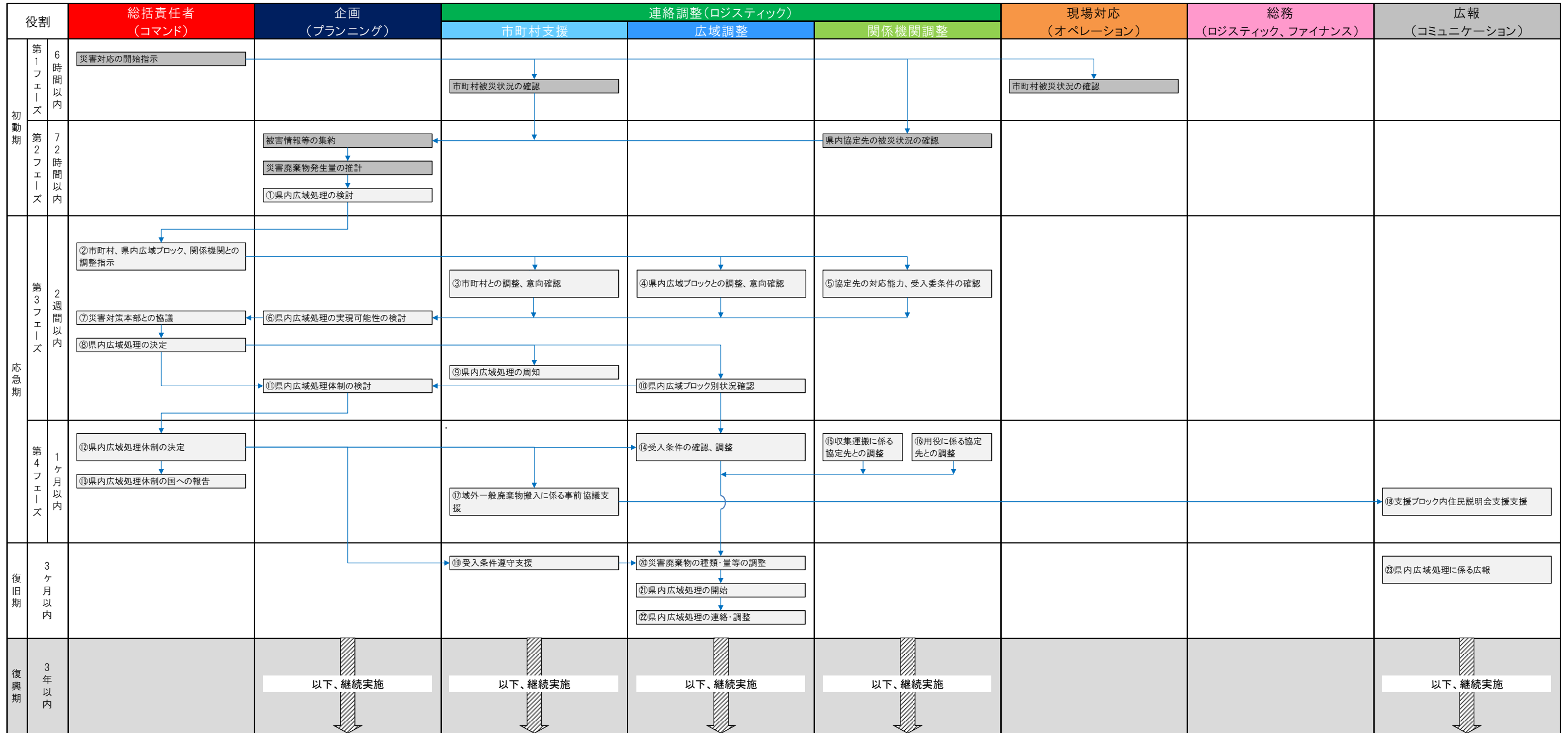
見直しの契機

- ・被害の見直しがあったとき（災害廃棄物推計量に変更が生じたとき）

- ・処理の進捗状況と計画にずれが生じたとき
- ・二次仮置場に係る計画が定まったとき
- ・新たな処理方法を採用することが適切と判断されたとき
- ・定期的な見直し（3か月、半年、1年）

II 広域処理（県内）

II-1 業務フロー



■ : I 県災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しと同様

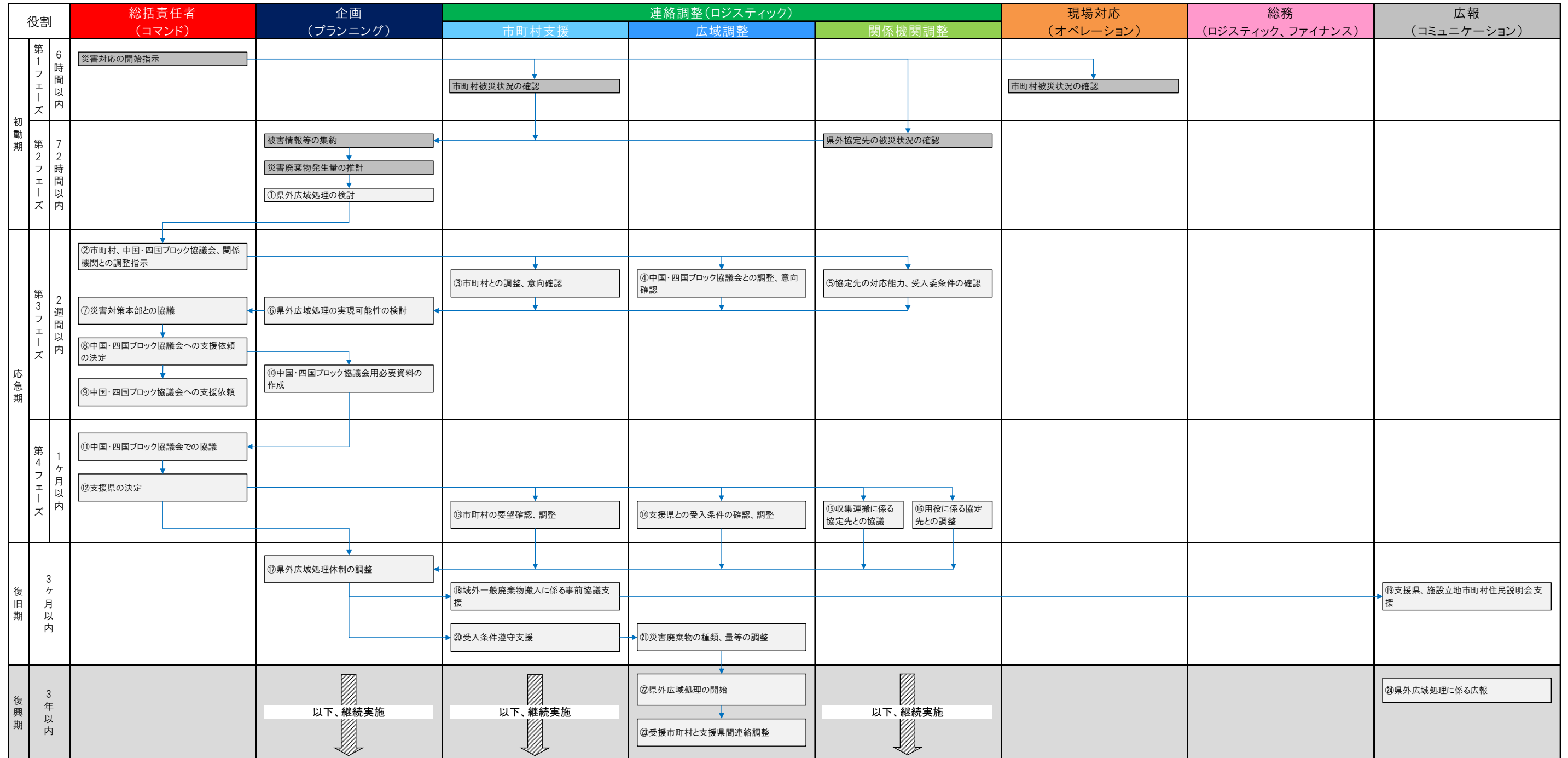
Ⅱ-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	内容	備考
①	企画	県内広域処理の検討	「高知県災害廃棄物処理計画」の災害廃棄物処理の基本方針、国の災害廃棄物処理方針、市町村被災状況、災害廃棄物発生量等を基に高知県の災害廃棄物処理に対する基本的な考え方を検討し、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討した結果、 <u>県内広域処理が適切であると導かれる。</u>	✓ 市町村への意向確認前に、事務委託の要請が届く可能性あり
②	総括責任者	市町村、県内広域ブロック、関係機関との調整指示	県内広域処理に関し、市町村、県内広域ブロック幹事市、協定先等との調整、意向確認を行うことを指示する。	✓
③	市町村支援	市町村との調整、意向確認	市町村に対し、自区内処理の可否、余力の有無、自区外処理、他ブロックの災害廃棄物の受入に対する意向、各種対象量等を確認する。	✓
④	広域調整	県内広域ブロックとの調整、意向確認	県内広域ブロック幹事市を通じて、ブロック内処理の可否、余力の有無、ブロック内処理、他ブロックでの処理、他ブロックの災害廃棄物の受入に対する意向、各種対象量等を確認する。	✓
⑤	関係機関調整	協定先の対応能力、受入委条件の確認	協定先に対し、県内広域処理を行うために必要な収集・運搬、処理、用役調達に関し、協定先の対応能力、受入条件を確認する。	✓
⑥	企画	県内広域処理実現可能性の検討	市町村、県内広域ブロック、協定先等の状況、調整結果、意向等を受けて、県内広域処理が実現可能かを検討する。	✓
⑦	総括責任者	災害対策本部との協議	県内広域処理に関し、災害対策本部と協議する。	✓
⑧	総括責任者	県内広域処理の決定	災害対策本部との協議を受け、県内広域処理を決定する。	✓
⑨	市町村支援	県内広域処理の周知	災害廃棄物処理を県内広域処理で自資することを市町村に対し周知する。	✓
⑩	広域調整	県内広域ブロック別状況の確認	県内広域ブロック別に委託希望内容、支援可能内容を確認する。	✓
⑪	企画	県内広域処理体制の検討	県内広域ブロックの意向、災害廃棄物発生量等を基に受援ブロック、支援ブロック、支援内容等を検討する。	✓
⑫	総括責任者	県内広域処理体制の決定	受援ブロック、支援ブロック、支援内容等を検討する。	✓
⑬	総括責任者	県内広域処理を国への報告	県内広域処理体制、県内広域処理の内容等を国（環境省中国四国環境事務所）へ報告する。	✓

No.	役割	アクション	内 容	備 考
⑭	広域調整	受入条件の確認、調整	支援ブロックに対し、性状や量、搬入時期、搬入方法等の詳細な災害廃棄物受入条件を確認し、受援ブロックに対しては、受入条件を提示する。 受入条件は具体的内容が分かること、被災市町村が対応可能なものである必要がある。	✓
⑮	関係機関調整	収集・運搬に係る協定先との調整	災害廃棄物の収集・運搬に係る協定先に対し、受援ブロックから支援ブロックへの災害廃棄物の運搬の実施方法について調整する。	✓ 受援ブロック内一次仮置場集積災害廃棄物を運搬する。
⑯	関係機関調整	用役に係る協定先との調整	収集・運搬に係る協定先から要請があった場合、ブロック間移動に必要なガソリン等の調達について、用役に係る協定先と調整する。	✓
⑰	市町村支援	域外一般廃棄物搬入に係る事前協議支援	廃棄物処理法施行令第4条第9項により、災害廃棄物処理を委託する市町村は、委託先の施設がある市町村に対し、必要事項を通知する必要がある、手続き内容を条例等で規定している市町村があり、当該手続きを支援する。	✓ 高知市一般廃棄物処理指導要綱第4条等
⑱	広報	支援ブロック内住民説明支援	災害廃棄物を受け入れる施設の周辺住民等に対し、施設が立地する市町村が説明会を行う場合にその支援を行う。 支援内容については施設が立地する市町村と協議する。	✓
⑲	市町村支援	受入条件順守支援	支援ブロックが提示する受入条件を満たすために必要な対応（〇〇cm以下に破碎する、金属の混入がないよう選別する等）に対する必要設備、対応方法等の助言を行う。	✓
⑳	広域調整	災害廃棄物の種類、量等の調整	受援ブロックから支援ブロックに搬出される災害廃棄物について、具体的計画（いつ、なにを、どのくらい、どうやって処理するか〜等）を調整する。	✓
㉑	広域調整	県内広域処理の開始	調整結果に基づき、県内広域処理を開始する。	✓
㉒	広域調整	県内広域処理の連絡・調整	県内広域処理の実施状況の把握、ブロック間の連絡・調整を行う。	✓
㉓	広報	県内広域処理に係る広報	県内広域処理に関する広報を必要に応じて行う。広報は災害対策本部の方針に従う。	✓

Ⅲ 広域処理（県外）

Ⅲ-1 業務フロー



■ : Ⅰ 県災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しと同様

Ⅲ-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	内容	備考
①	企画	県外広域処理の検討	「高知県災害廃棄物処理計画」の災害廃棄物処理の基本方針、国の災害廃棄物処理方針、市町村被災状況、災害廃棄物発生量等を基に高知県の災害廃棄物処理に対する基本的な考え方を検討し、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討した結果、 <u>県外広域処理が適切であると導かれる。</u>	✓ 市町村への意向確認前に、事務委託の要請が届く可能性あり
②	総括責任者	市町村、中国・四国ブロック協議会、関係機関との調整指示	県外広域処理に関し、市町村、中国・四国ブロック協議会、協定先等との調整、意向確認を行うことを指示する。	✓
③	市町村支援	市町村との調整、意向確認	市町村に対し、自区内処理の可否、余力の有無、自区外処理、他ブロックの災害廃棄物の受入に対する意向、各種対象量等を確認する。	✓
④	広域調整	中国・四国ブロック協議会との調整、意向確認	中国・四国ブロック協議会に対し、県外広域処理の可否、余力の有無、災害廃棄物の受入に対する意向、各種対象量等を確認する。	✓
⑤	関係機関調整	協定先の対応能力、受入委条件の確認	協定先に対し、県外広域処理を行うために必要な収集・運搬、処理、用役調達に関し、協定先の対応能力、受入条件を確認する。	✓
⑥	企画	県外広域処理実現可能性の検討	市町村、中国・四国ブロック協議会、協定先等の状況、調整結果、意向等を受けて、県外広域処理が実現可能かを検討する。	✓
⑦	総括責任者	災害対策本部との協議	県外広域処理に関し、災害対策本部と協議する。	✓
⑧	総括責任者	中国・四国ブロック協議会への支援依頼決定	災害対策本部との協議を受け、県外処理を中国・四国ブロック協議会に支援依頼することを決定する。	✓
⑨	総括責任者	中国・四国ブロック協議会への支援依頼	中国・四国ブロック協議会に対し、支援依頼を行う。	✓ 詳細手続きは、中国・四国ブロック協議会の今後の検討による
⑩	企画	中国・四国ブロック協議会用必要資料の作成	中国・四国ブロック協議会へ支援依頼するために必要な資料を作成する。	✓ 被害状況、災害廃棄物発生推計量、県内施設の状況等
⑪	総括責任者	中国・四国ブロック協議会での協議	中国・四国ブロック協議会に対し、県外広域処理の必要性を説明し、県外広域処理への協力を要請し、支援県の調整を行う。	✓
⑫	総括責任者	支援県の決定	中国・四国ブロック協議会において、支援県を決定する。	✓
⑬	市町村支援	市町村の要望確認、調整	市町村に対し、県外処理を行う災害廃棄物の要望を確認し、種類や量等について調整を行う。	✓

No.	役割	アクション	内容	備考
⑭	広域調整	支援県との受入条件の確認、調整	支援県に対し、性状や量、搬入時期、搬入方法等の詳細な災害廃棄物受入条件を確認する。 受入条件は具体的内容が分かること、被災市町村が対応可能なものである必要がある。	✓
⑮	関係機関調整	収集・運搬に係る協定先との調整	災害廃棄物の収集・運搬に係る協定先に対し、県内から支援県への災害廃棄物の運搬の実施方法について調整する。	✓ 県内一次仮置場集積災害廃棄物を運搬する。
⑯	関係機関調整	用役に係る協定先との調整	収集・運搬に係る協定先から要請があった場合、県外移送に必要なガソリン等の調達について、用役に係る協定先と調整する。	✓
⑰	企画	県外広域処理体制の調整	被災市町村及び支援県の要望、支援内容より、県外広域処理の実行方法について検討し、中国・四国ブロック協議会及び支援県と調整する。	✓
⑱	市町村支援	域外一般廃棄物搬入に係る事前協議支援	廃棄物処理法施行令第4条第9項により、災害廃棄物処理を委託する市町村は、委託先の施設がある市町村に対し、必要事項を通知する必要がある、手続き内容を条例等で規定している市町村があり、当該手続きを支援する。	✓
⑲	広報	支援県、施設立地市町村内住民説明支援	災害廃棄物を受け入れる施設の周辺住民等に対し、施設が立地する市町村又は支援県が説明会を行う場合にその支援を行う。 支援内容については施設が立地する市町村又は支援県と協議する。	✓
⑳	市町村支援	受入条件順守支援	支援県が提示する受入条件を満たすために必要な対応（〇〇cm以下に破碎する、金属の混入がないよう選別する等）に対する必要設備、対応方法等の助言を行う。	✓
㉑	広域調整	災害廃棄物の種類、処理の調整	受援市町村から支援県に搬出される災害廃棄物について、具体的計画（いつ、なにを、どのくらい、どうやって処理するか～等）を調整する。	✓
㉒	広域調整	県内広域処理の開始	調整結果に基づき、県外広域処理を開始する。	✓
㉓	広域調整	受援市町村と支援県間連絡調整	県外広域処理の実施状況の把握、受援市町村と支援県間の連絡・調整を行う。	✓
㉔	広報	県外広域処理に係る広報	県外広域処理に関する広報を必要に応じて行う。広報は災害対策本部の方針に従う。	✓

IV-1-2 アクション一覧

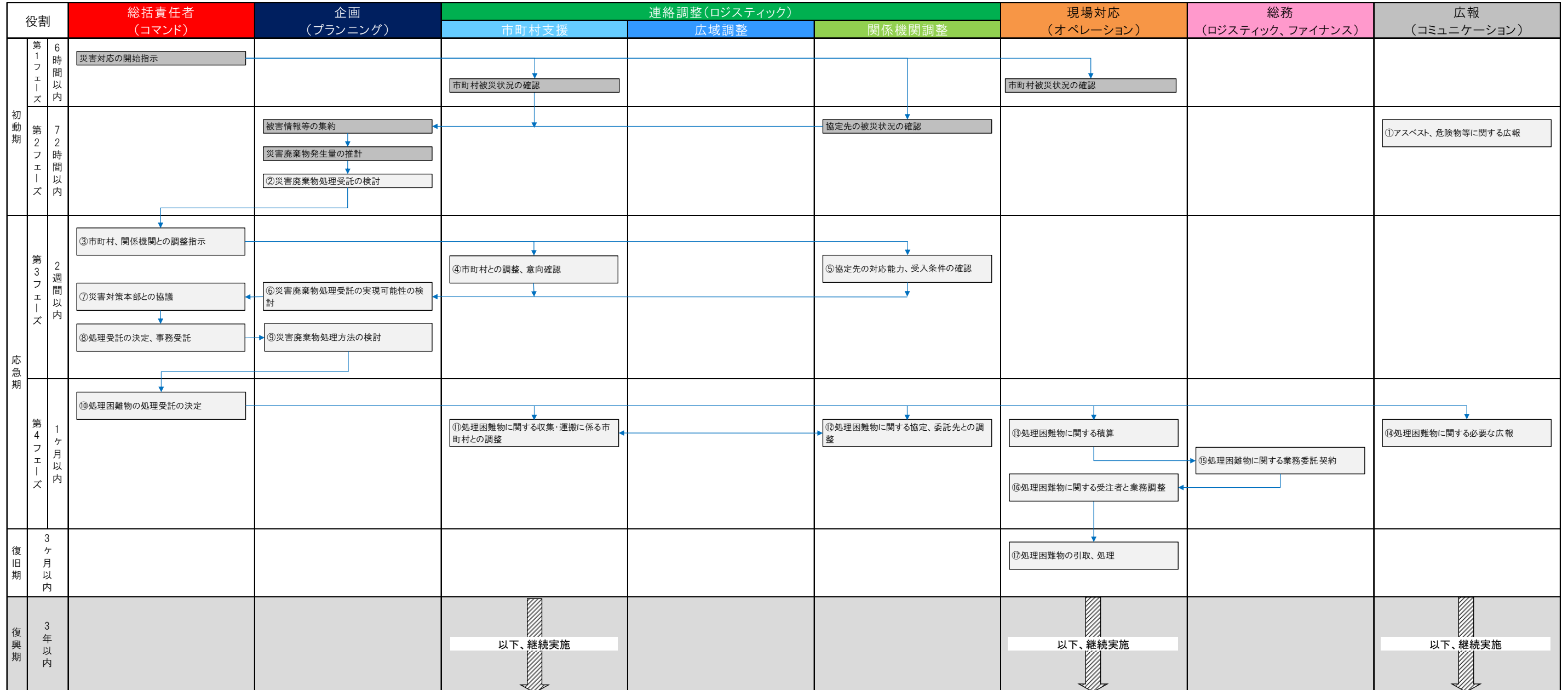
No.	役割	アクション	内容	備考
①	企画	災害廃棄物処理受託の検討	「高知県災害廃棄物処理計画」の災害廃棄物処理の基本方針、国の災害廃棄物処理方針、市町村被災状況、災害廃棄物発生量等を基に高知県の災害廃棄物処理に対する基本的な考え方を検討し、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討した結果、 <u>災害廃棄物の処理を県が受託することが適切であると導かれる。</u>	✓ 市町村への意向確認前に、事務委託の要請が届く可能性あり
②	総括責任者	市町村、関係機関との調整指示	災害廃棄物処理受託に関し、市町村、中国・四国ブロック協議会、協定先等との調整、意向確認を行うことを指示する。	✓
③	市町村支援	市町村との調整、意向確認	市町村に対し、自区内処理の可否、余力の有無、処理委託、他ブロックの災害廃棄物の受入に対する意向、各種対象量等を確認する。	✓ ブロック別の確認が必要。
④	関係機関調整	協定先の対応能力、受入委条件の確認	協定先に対し、災害廃棄物処理受託に必要な収集・運搬、処理、用役調達に関し、協定先の対応能力、受入条件を確認する。	✓
⑤	企画	災害廃棄物処理受託の実現可能性の検討	事務受託をする場合、対象となる災害廃棄物の種類、量、対象となる市町村、事務受託の対象となり得る災害廃棄物の処理方法、処理委託先等について検討する。 受託の対象としては、がれき全般、特定の災害廃棄物等の選択肢があり得る。	✓ 建築物の解体や災害廃棄物の運搬範囲等、事前に想定される委託範囲(メニュー)を検討する。 ✓ ブロック別の確認が必要。
⑥	総括責任者	災害対策本部と協議	企画の検討結果を受け、災害廃棄物処理を受託するか、受託した災害廃棄物の処理方法について、災害対策本部と協議を行う。	✓ 受託しない場合でも、市町村への協力体制の維持・増強は必須。
⑦	総括責任者	処理受託の決定、事務受託	災害対策本部との協議を受け、災害廃棄物の処理について、被災市町村から事務を受託することを決定する。 事務委託を行う市町村と地方自治法第252条の14に基づく手続きを行う。	✓
⑧	企画	災害廃棄物処理方法の検討	災害廃棄物の処理方法について、二次仮置場設置、処理困難物の処理等の処理方法を検討する。 検討の結果、 <u>二次仮置場の設置が適切であると導かれる。</u>	✓
⑨	総括責任者	二次仮置場設置の決定	企画の検討結果を受け、二次仮置場の設置を決定する。	✓
⑩	市町村支援	二次仮置場での処理に関する市町村との調整	県が二次仮置場において該当市町村の災害廃棄物を処理することを通知し、受け入れる災害廃棄物、市町村が独自で対応すべき事項等を調整する。	✓ 市町村の被災状況等により差異あり。 ✓ 二次仮置場開設までの災害廃棄物処理方法の検討

No.	役割	アクション	内容	備考
⑪	現場対応	二次仮置場候補地の選定	<p>予め選定された二次仮置場候補地を原則として二次仮置場候補地を選定する。</p> <p>二次仮置場候補地の状況は平常時とは異なる可能性もあるため、現地の状況について確認を行ったうえで選定する。</p>	<p>✓ 二次仮置場の候補地は市町村が主体で検討する。</p>
⑫	企画	二次仮置場設置・運営方法の検討	<p>市町村の状況、二次仮置場候補地の場所等から、二次仮置場に必要な機能、発注方法、監理方法、課題等について検討する。</p>	<p>✓</p>
⑬	総括責任者	二次仮置場設置場所の決定	<p>選定された二次仮置場候補地から、二次仮置場の設置場所を決定する。</p>	<p>✓</p>
⑭	現場担当	二次仮置場設置場所取得手続き	<p>公有地の場合は所管部署に対し、必要な手続き、借地の条件を確認する。</p> <p>民有地の場合は土地所有者に対する借地条件等の契約交渉を行う。</p> <p>法規制がある土地の場合は規制解除の手続きを開始する。</p>	<p>✓ 市町村が候補地を予め検討する場合は、協議先、法規制状況等を把握しておく。</p>
⑮	企画	二次仮置場整備内容の検討	<p>整備内容は、市町村や民間施設、広域処理のみでは不足する機能を補完するものとする。</p> <p>整備する機能は二次仮置場設置場所に設置可能な機能であること。</p>	<p>✓</p>
⑯	総括責任者	二次仮置場整備内容の決定	<p>企画の検討結果を受け、二次仮置場整備内容を決定する。</p>	<p>✓</p>
⑰	企画	二次仮置場仕様詳細の検討	<p>決定した整備内容を実現するための詳細な仕様を検討する。</p>	<p>✓ 積算に耐える内容が必要となる。</p> <p>✓ コンサルの活用</p> <p>✓ 必要に応じ、ブロックごとの災害廃棄物処理実行計画を作成</p>
⑱	現場対応	二次仮置場設置・運営に係る積算	<p>企画の検討した詳細仕様に基づき積算を行う。仕様が不明な場合は仕様を検討し適宜企画と協議し決定する。</p> <p>必要に応じ、民間事業者より見積を徴収する。</p>	<p>✓ コンサルの活用</p> <p>✓ 県土木部署から積算可能な職員を招集する。</p> <p>✓ ブロック別に現場対応担当者が必要か。</p>
⑲	広報	二次仮置場周辺住民への周知	<p>二次仮置場周辺住民に対し、二次仮置場の整備内容を説明する。</p> <p>事業スケジュール、環境対策、安全対策等を明確にする。</p>	<p>✓</p>
⑳	市町村支援	施設設置に係る市町村調整	<p>一般廃棄物処理施設設置届、域外搬入に関する事前協議等の手続きを行う。</p>	<p>✓</p>
㉑	総務	二次仮置場の設置、運営業務の契約	<p>二次仮置場の設置、運営業務の契約手続きを行う。</p> <p>落札者決定方法としては、一般競争入札、制限付一般競争入札、指名競争入札、見積合わせ、随意契約、総合評価型一般競争入札、プロポーザル方式がある。</p>	<p>✓ 指名願いが提出されていない場合があるので、本事業に限った受付を行う等の対応が必要</p>

No.	役割	アクション	内容	備考
⑳	現場対応	二次仮置場設置・運営事業者との業務調整	受注者と業務履行に関する協議を行う。	✓
㉑	現場対応	仮施設設置手続き（生活環境影響調査等）	廃棄物処理施設の設置に必要な手続きを行う。二次仮置場設置・運営業務受注者の整備内容に応じた生活環境影響調査、都市計画決定、その他設置手続き等。	✓ 通常の手続きではないので、手続き簡素化の措置も必要 ✓ 設置場所の法規制については平常時に確認。
㉒	広報	二次仮置場設置に関する広報	受注者の整備内容、運営内容を広報する。広報は災害対策本部の方針に従う。	✓
㉓	現場対応	二次仮置場の設置・運営業務の監督	受注者が行う、整備工事、運営業務に関する監督を行う。 工事及び業務が仕様書（あるいは提案書、協議内容）と整合しているかを確認し、必要に応じて改善させる。 また、二次仮置場への搬入・搬出計画について市町村支援、関係機関調整と調整する。	✓ 工事・業務の管理については必要に応じコンサルタント等に発注
㉔	市町村支援	二次仮置場搬入に関する市町村の調整	二次仮置場への搬入計画（搬入時期、搬入量、搬入ルール等）について現場対応からの計画に基づき、市町村と調整する。また、市町村の要望についても適宜現場対応と調整する。	✓ 一次仮置場の閉鎖に係る優先順位の確認
㉕	関係機関調整	二次仮置場からの搬出先との調整	二次仮置場からの搬出計画について、現場対応からの計画に基づき、二次仮置場からの搬出先と調整する。	✓
㉖	総括責任者	二次仮置場の閉鎖決定	災害廃棄物の搬入、処理・処分が完了または完了が見込まれる時点で二次仮置場の閉鎖を決定する。 決定前には市町村及び二次仮置場の状況を確認する。	✓ 他ブロックの処理進捗に応じて、県全体の早期処理完了が必要なため、閉鎖次期を検討
㉗	企画	二次仮置場閉鎖手続き指示	二次仮置場閉鎖に必要な対応を開始するよう指示する。	✓
㉘	現場対応	二次仮置場閉鎖手続き	仮設物の撤去、土壌汚染状況調査、必要な対策の実施、整地（原状復帰）等の対応を実施する。	✓ 二次仮置場の設置・運営業務に含めておく。
㉙	現場対応	二次仮置場の返却	土地所有者の立ち合いのもと、現状を確認し、二次仮置場を返却する。	✓

IV-2 災害廃棄物の処分対応（処理受託）

IV-2-1 業務フロー



■ : I 県災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しと同様

IV-2-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	内容	備考
①	広報	アスベスト、危険物等に関する広報	市町村、土木部署等に関し、アスベスト、危険物等への情報を提供し、住民への周知、現場対応者の保護具着用を促す。	✓
②	企画	災害廃棄物処理受託の検討	IV-1の①と同様	✓
③	総括責任者	市町村、関係機関との調整指示	IV-1の②と同様	✓
④	市町村支援	市町村の被災状況、処理状況、意向の確認	IV-1の③と同様	✓
⑤	関係機関調整	協定先の対応能力、受入委条件の確認	IV-1の④と同様	✓
⑥	企画	災害廃棄物処理受託の実現可能性の検討	IV-1の⑤と同様	✓
⑦	総括責任者	災害対策本部と協議	IV-1の⑥と同様	✓
⑧	総括責任者	処理受託の決定、事務受託	IV-1の⑦と同様	✓
⑨	企画	災害廃棄物処理方法の検討	災害廃棄物の処理方法について、二次仮置場設置、処理困難物の処理等の処理方法を検討する。 検討の結果、 <u>処理困難物の処理受託が適切である</u> と導かれる。	✓ 処理困難物の種類を特定する。被害が明らかになるにつれ対象物が増加する場合がありますのでその都度検討する。
⑩	総括責任者	処理困難物の処理受託の決定	企画の検討結果を受け、処理困難物の処理受託を決定する。	✓
⑪	市町村支援	処理困難物の収集・運搬に関する市町村との調整	処理困難物の種類、量、集積場所等を明確にし、関係機関調整と調整する。	✓
⑫	関係機関調整	処理困難物に関する協定先等との調整	処理困難物の収集・運搬、処理が可能な協定先や協力先に対し、受入可能条件等を詳細に確認し、市町村支援と調整する。	✓
⑬	現場対応	処理困難物に関する積算	処理困難物の収集・運搬、処理に関し積算を行う。 必要に応じ、民間事業者より見積を徴収する。	✓
⑭	広報	処理困難物に関する広報	処理困難物の対応について、必要に応じて広報する。広報は災害対策本部の方針に従う。	✓

No.	役割	アクション	内容	備考
⑮	総務	処理困難物に関する業務委託契約	処理困難物の収集・運搬、処理に関する契約を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指名願いが提出されていない場合があるので、本事業に限った受付を行う等の対応が必要 ✓ 対応可能な業者が限られるため、随意契約、一者入札も考慮する。
⑯	現場対応	処理困難物に関する受注者と業務調整	処理困難物の収集・運搬、処理に関する業務を受注した業者と業務履行に関する詳細な打合せを行う。	✓
⑰	現場対応	処理困難物の引取、処理	市町村の集積場所から処理困難物を収集・運搬し、処理を行う。	✓

Ⅴ 関係機関との連絡調整、市町村支援

【連携先】

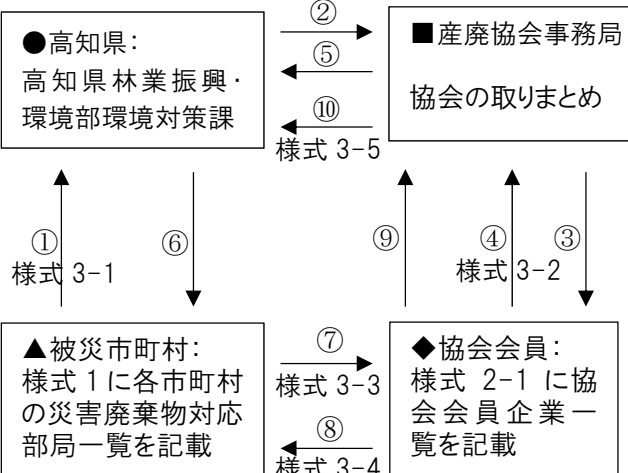
- ①一般社団法人高知県産業廃棄物協会
- ②一般社団法人高知県リサイクル協会
- ③高知県し尿収集運搬支援連合会
- ④一般社団法人高知県トラック協会
- ⑤一般社団法人高知県建設業協会

【記載項目】

- ・目的
- ・支援の基本方針
- ・具体的な支援内容(作業、資機材、人材等)
- ・連絡先、連絡体系
- ・発生前後に共有すべき情報
- ・実施の報告
- ・費用の負担

【添付様式】

- 様式 1: 県及び市町村の災害廃棄物対応部局の連絡先リスト
- 様式 2: 協会会員リスト
- 様式 3-1: 被災市町村から県への支援要請書
- 様式 3-2: 協会会員から協会事務局への支援回答書
- 様式 3-3: 被災市町村から協会会員への支援要請書
- 様式 3-4: 協会会員から被災市町村への支援終了報告書
- 様式 3-5: 協会事務局から県への支援終了報告書

連携先	①一般社団法人高知県産業廃棄物協会（産廃協会）	
締結協定名	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書 （平成20年11月4日）	
目的	本要領は、発災時に円滑に災害廃棄物の撤去、・災害廃棄物の収集・運搬、・災害廃棄物の処分が行えるように標準的な体制や活動の内容・手順等を定める。	
支援の基本方針	県内において南海トラフ地震、風水害等大規模な災害が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、高知県は産廃協会に対して被災市町村への支援活動を要請する。産廃協会は協定に基づき、支援が可能な協会会員を確保して被災市町村を支援する。	
具体的な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分 ・その他必要な事業 	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ■産廃協会事務局 ◆協会会員 ●高知県 ▲被災市町村 	住所：高知県高知市本町2-2-29 畑山ビル6階 Tel：088-872-5056 Fax：088-872-5055 e-mail：kosanpai@alpha.ocn.ne.jp （様式2-1に産廃協会会員企業一覧を記載） 高知県林業振興・環境部 環境対策課 Tel：088-821-4522 Fax：088-821-4520 e-mail：030801@ken.pref.kochi.lg.jp （様式1に各市町村の災害廃棄物対応部局一覧を記載）
連絡体系		①被災市町村から県へ、様式3-1により被災市町村の災害廃棄物対応部局一覧を記載 ②県から協会事務局へ、市町村への支援を要請 ③協会事務局から協会会員へ、市町村への支援を要請 ④協会事務局から協会会員へ、様式3-2により協会会員による支援の可否を回答 ⑤協会事務局から県へ、協会会員による支援の可否を回答 ⑥県から被災市町村へ、協会会員による支援の可否を回答 ⑦被災市町村から協会会員へ、様式3-3により具体的な支援を要請 ⑧協会会員から被災市町村へ、様式3-4により完了報告 ⑨協会会員から協会事務局へ完了報告 ⑩協会事務局から県へ様式3-5により完了報告
	※突発的な事態に対応できる複数の連絡ルート、連絡方法を確保	
発生前後に共有すべき情報	【発災前】 協会会員の住所・連絡先、許可業種、所有資機材、その他（ ） 【発災後】 支援を要請する被災市町村名、支援の要請内容、被災状況、不足する資機材、被災市町村内の協会会員の有無、協会会員の被災状況	
実施の報告	災害廃棄物処理等の支援が終了したときは、以下の内容を様式3-5に記載し高知県に報告する。 ・支援した市町村名、支援の実施内容、その他必要な事項	
費用の負担	産廃協会が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担は、原則として被災市町村が負担する。その額等は災害発生直前における適正価格を基準とする。	
要領の見直し	随時、記載内容や添付様式の見直しを行う（最終確認日を記載）。	